

北区児童相談所等複合施設基本計画

令和3年（2021年）12月

北 区

北区教育委員会

目次

1	はじめに.....	1
	（1）これまでの経過.....	1
	（2）基本計画策定の目的.....	1
2	複合化する機能（施設）の現状及び相談状況の推移.....	2
	（1）複合化する機能（施設）の現状.....	2
	（2）児童虐待件数の推移.....	3
	（3）就学相談・教育相談・発達相談の推移.....	4
3	運営方針.....	5
	（1）複合施設の基本的な考え方.....	5
	（2）職員配置.....	5
	（3）一時保護所.....	7
	（4）児童相談所設置市事務.....	10
	（5）運営指針.....	10
4	施設整備の方向性.....	11
	（1）施設整備の考え方.....	11
	（2）施設規模（延床面積）.....	13
5	計画敷地の条件.....	15
	（1）所在地・地域地区等.....	15
	（2）周辺のまちづくりとの関連.....	16
	（3）敷地条件等.....	17
6	開設までのスケジュール.....	20
	【参考資料】	21
	1 各相談機能の現在の人員配置.....	21
	2 複合化する機能（施設）の年間利用者等の状況.....	21
	3 あそびのひろばアンケート内容及び集計結果.....	22

1 はじめに

(1) これまでの経過

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所を設置できることとなり、「児童相談所設置に係る区内連絡会」や「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において設置に向けた検討を行ってきました。

北区では、児童相談所及び一時保護所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備することとし、「学校施設跡地利活用計画」（以下「利活用計画」という。）を踏まえ整備予定地を旧赤羽台東小学校跡地といたしました。

令和 2 年 7 月には、児童相談所等複合施設（以下「複合施設」という。）の役割や施設整備の基本的な方針を示した児童相談所等複合施設基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。基本構想では、複合施設を整備することで、住民に最も身近な基礎的自治体として、様々な課題を抱える子どもたちやその家庭への支援体制の強化を図り、子どもたちの健やかな育ちや自立を支援する体制を整え「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするにとしました。

なお、基本構想では利活用計画のコンセプトを継承し、整備方針としています。



令和 3 年 4 月、子ども家庭支援センターを子ども家庭総合支援拠点に位置付け、専門的な相談やきめ細やかな支援を継続的に実施するとともに、子ども発達支援センターさくらんぼ園とさくらんぼ園発達相談室を統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターを設置し、子どもと家庭への支援を強化しました。

(2) 基本計画策定の目的

北区児童相談所等複合施設基本計画（以下「基本計画」という。）では、複合施設の基本理念や機能、敷地の条件等の設計の前提となる基本的考え方にに基づき基本構想を具現化するとともに、この間、児童相談所を開設した先行自治体での課題や周辺のまちづくりとの一体性を踏まえ、北区が整備する複合施設が子どもの安心安全を確保し、区民が身近に立ち寄ることができる施設となる計画といたします。

今後、この基本計画を基に複合施設の基本設計・実施設計や建設工事に取り組みます。

2 複合化する機能（施設）の現状及び相談状況の推移

（1）複合化する機能（施設）の現状

① 児童相談所

児童福祉法に基づき設置され、18歳未満の子どもに関する相談に対応するとともに、児童虐待等に対して、専門性の高い困難事例の対応窓口として、子ども家庭支援センターと連携し取り組む機関です。

② 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに、区における児童虐待の一義的な相談窓口として、児童相談所や健康支援センター等の関係機関と連携し、子育て家庭を支援する機関です。

③ 児童発達支援センター

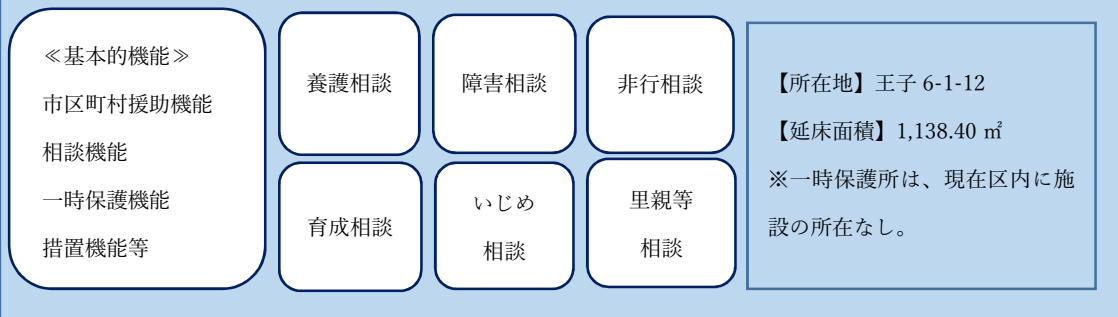
地域における中核的な療育施設として、18歳未満の子どもの障害・発達に関する相談を受け、必要に応じ発達検査や専門相談等を行い、療育機関や関係機関を紹介するなど子どもと家族に適切な支援を行う機関です。

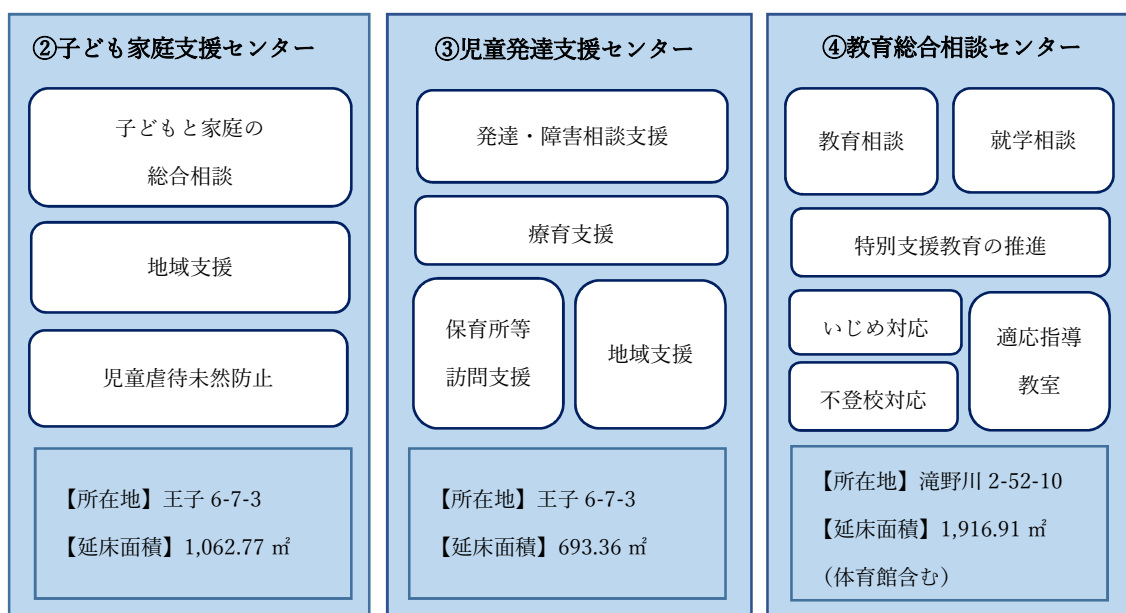
④ 教育総合相談センター

教育の総合相談窓口として、学校や家庭、教育上の諸課題やいじめや不登校、児童・生徒が抱える様々な教育に関する相談等を行う機関です。

複合化の対象施設の機能（令和3年4月1日現在）

① 東京都北児童相談所

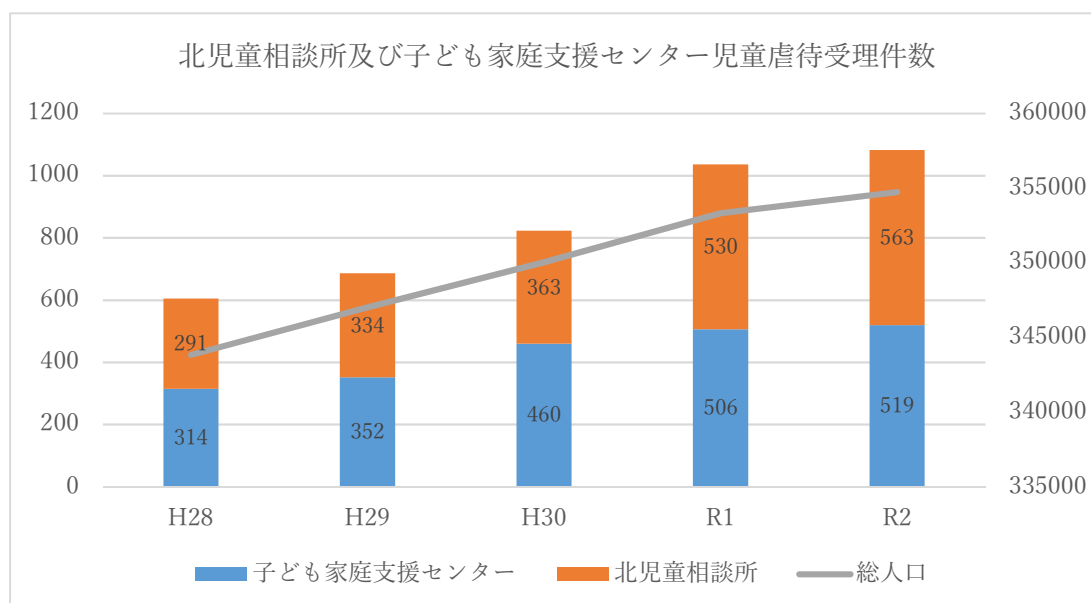




4 機能計 4,811.44 m²

(2) 児童虐待件数の推移

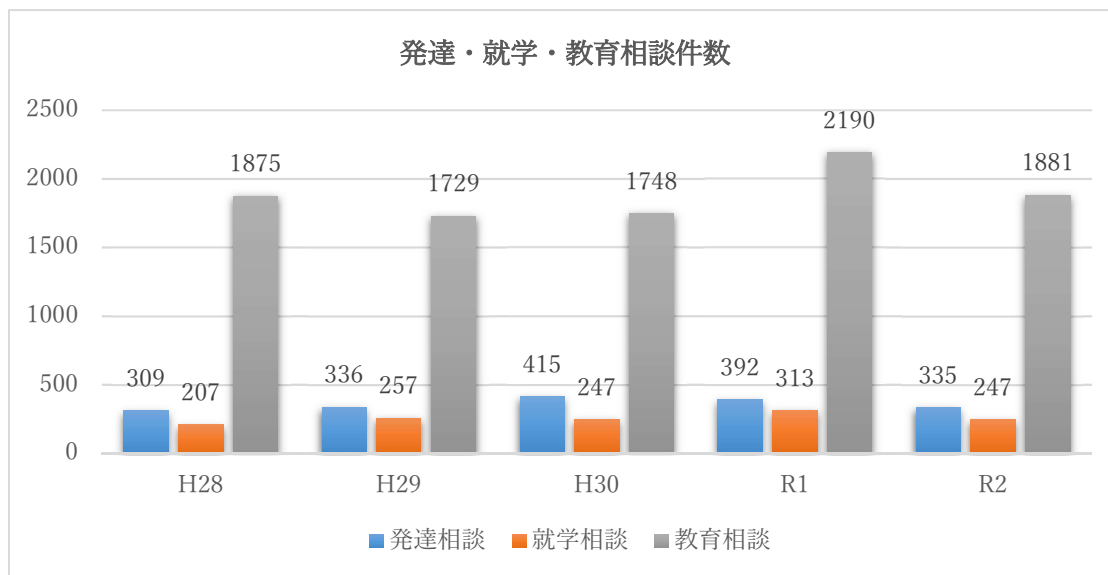
北区の総人口は増加傾向にありましたが、令和2年5月に354,740人となった以降減少に転じました。一方、児童虐待受理件数については、北児童相談所及び子ども家庭支援センターのいずれにおいても増加しており、令和2年度の児童虐待新規受理件数は、平成28年度の約1.8倍となっています。



(3) 就学相談・教育相談・発達相談の推移

教育総合相談センターにおける就学相談及び教育相談の件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等による影響で減少に転じました。

児童発達支援センターの相談件数については、相談の対象者を18歳未満までとしたため、今後の推移を注視していく必要があります。



※発達相談件数は、児童発達支援センターの設置前である旧さくらんぼ園心理発達相談室の統計です。

3 運営方針

(1) 複合施設の基本的な考え方

複合施設は、児童相談所、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等が持つ相談機能を複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として整備します。

複合施設内の組織は、各相談機能の連携を強化することを目的に配置し、子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる体制を整えるとともに、区民がワンストップで相談しやすい組織体制を構築します。

また、子どもや家庭に関わるあらゆる相談に迅速に対応できる体制を整えるために、各相談機能が連携し複合施設のメリットを生かした効果的、効率的な相談支援を行います。総合相談窓口を訪れた相談者が、相談内容に応じ適切な相談窓口に繋がるだけでなく、事務室や相談室等の共有化を図ることにより、これまでそれぞれの部署で対応していた相談について、情報共有や協議を行うことでそれぞれの専門性を集結し、子どもと家庭の状況に合わせた適切な支援につなげます。

(2) 職員配置

①基本的な考え方

複合施設においては、児童相談所・一時保護所、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターの各相談機能を複合化することで相談体制を強化するとともに、各相談機能の事務室や相談室の共有化を図ることにより情報共有を強化し、発達や障害等の相談内容に応じた効果的な組織・職員体制を構築します。

一方、児童相談所においては、効果的な職員体制を構築するとともに、増え続ける児童虐待等に確実に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の配置について、国の基準等を参考に着実に運営できる人員体制を確保します。

②児童相談所の人員体制

児童福祉法（昭和22年法律第164号）、同法施行令、同法施行規則および児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、児童相談所の業務遂行のため、その規模に応じて職員を配置します。

児童相談所人員配置計画（案）

職種等	職員数	配置基準	資格等
所長	1	—	医師、社会福祉士、児童福祉司として2年以上勤務した者等
副所長	1	—	—
児童福祉司 スーパーバイザー	5	児童福祉司5人につき1人	児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了した者
児童福祉司	25	人口3万人に1人、児童虐待に係る相談実績に応じ加算※1	社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師・保育士等の一定の資格を有し、講習修了等の要件を満たした者等
児童心理司 スーパーバイザー	2	配置基準に関する明文の規定はなし	心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを、少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有する者
児童心理司	13	児童福祉司2人につき1人以上	公認心理師、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員は、医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まなければならない
その他	30	—	事務、医師、保健師、弁護士、会計年度任用職員（虐待対応協力員、家庭復帰支援員、元警察官等）
計	77	—	—

※1 児童福祉司の人数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めます。（児童福祉法第13条第2項）また、児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口3万人に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行うこととしています。

北区立児童相談所児童福祉司配置人数（令和3年4月1日時点）

【人口当たり】 $352,638/30,000=11.75$ 12名

【上乘せ分】北児童相談所と子ども家庭支援センターにおける虐待対応件数等を考慮し計算します。18名

○児童福祉司 12名+18名=30名※2

○児童心理司 児童福祉司の1/2以上とします。15名

※2 児童福祉司の人数は、新設する児童相談所と現在の子ども家庭支援センターの組織体制を検討し、効果的な割合で配分する予定です。

また、現時点の想定人数であり、今後の法改正や相談件数の推移、準備状況等により変更になる場合があります。

(3) 一時保護所

①設置目的

一時保護所は、「児童福祉法第12条の4」に基づき児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、放任、非行等の理由により、概ね2歳～18歳未満の子どもを一時的に保護するための施設です。

北区においても、厚生労働省が作成した「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、家庭的環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できる保護の実施と、子どもへの適切な面接や指導等をスムーズに行う為、児童相談所に一時保護所を併設します。

②一時保護の機能

・緊急保護

ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

・行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

・短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

厚生労働省「児童相談所運営指針の改正について：第5章 一時保護」より引用

③子どもの権利擁護

・個室の整備

学齢児居室はプライバシーや個性に配慮し、個室を基本とします。

浴室及びトイレも個人で利用できるよう、全て一人用とします。

幼児居室に関しては、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に配慮し、家庭的保育を行います。

各居室面積に関しては厚生労働省による「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を基に、子どもが安定した生活を送ることが出来る適切な広さの整備を図ります。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

学齢児		乳幼児	
居室定員	1人あたりの面積	居室定員	1人あたりの面積
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上

厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：第7章 児童養護施設 第41条」より引用

・学習権の確保

一時保護期間中は子どもの学習権を確保するための設備を整備するとともに学習指導員等の配置を行います。また、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行えるよう、在籍校や関係機関等と連携し適切な学習支援が実施できる体制整備を図ります。

・意見表明について

一時保護開始にあたっては子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記し、年齢や理解に応じて丁寧に説明します。

また、子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）の配置や、一定の独立性を持つ第三者機関等における審査・調査について、国や先行区の実施状況を踏まえて検討します。

④一時保護所の定員

北区における令和2年度の年間保護人数が75名（①）で、1人当たり平均保護期間が42日（②）の場合、1日当たりの平均保護人数は約8.6人〔①×②÷365日〕としました。また、一時保護所開設後の保護件数の増加等にも対応できるよう、先行区の状況も踏まえ、その2～3倍の20名に設定します。

<定員内訳>

幼児4名 学齢女児8名 学齢男児8名 計20名

<参考> 北区における直近5年間の一時保護人数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
43人	39人	50人	57人	75人

⑤一時保護所の人員体制

一時保護所の職員については、以下の配置基準に則り、定員 20 名に対して夜間も含めたローテーションができる職員の確保を行います。

一時保護所配置基準

職種等	配置基準		資格等
児童指導員、保育士	満 2 歳に満たない幼児	満 2 歳に満たない幼児 概ね 1.6 人につき 1 人	社会福祉士、精神保健福祉士、3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が相当と認めたもの等
	満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児	概ね 2 人につき 1 人以上	
	満 3 歳以上の幼児	概ね 4 人につき 1 人以上	
	少年	概ね 5.5 人につき 1 人以上	
看護師	乳児	概ね 1.6 人につき 1 人以上	
その他	—	—	嘱託医、事務、会計年度任用職員（心理療法担当職員、学習指導協力員等）

※配置基準は、児童福祉法、同法施行令、同法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）によります。

⑥一時保護委託

- ・乳幼児（概ね 2 歳未満）

子どもの状況に応じて里親若しくは、乳児院、病院等への一時保護を委託します。

- ・幼児以上（概ね 2 歳以上 18 歳未満）

子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性に応じて、警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他児童相談所長が相当と判断した者に一時保護を委託することができます。

- ・他区との連携

原則自区での一時保護とするが、子どもやその家庭の状況により適切な支援をすることが困難な場合は、他自治体へ一時保護を委託するなど相互利用等連携を図ります。

(4) 児童相談所設置市事務

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所（一時保護所含む）業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により下表の事務を設置市（区）が処理することとされています。これらの事務の実施に向けて、関係部署が検討を行うとともに、都からの業務内容に関する情報提供、引継ぎ等の準備を進めます。

No.	事務	担当部署
1	児童福祉審議会の設置に関する事務*	子ども未来部
2	里親に関する事務*	児童相談所
3	児童委員に関する事務	健康福祉部
4	指定療育機関に関する事務	北区保健所
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	健康福祉部
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務*	健康福祉部 児童相談所
7	児童自立生活援助事業に関する事務*	児童相談所
8	児童福祉施設に関する事務*	健康福祉部 子ども未来部 児童相談所
9	認可外保育施設に関する事務	子ども未来部
10	小規模住居型養育事業に関する事務*	児童相談所
11	障害児通所支援事業に関する事務	健康福祉部
12	一時預かり事業に関する事務	子ども未来部
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	健康福祉部
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務*	児童相談所
15	特別児童扶養手当に係る判定業務*	児童相談所
16	療育手帳に係る判定業務*	児童相談所

*全部若しくは一部を複合施設内の部署が所管する事務

※今後の組織改正等により担当部署が変更になる場合があります。

(5) 運営指針

基本計画策定後、複合施設開設までに、児童相談所の組織の規定等を含め、区の児童相談や複合施設運営にあたっての基本的な指針とする（仮称）北区児童相談所等複合施設運営指針（以下「運営指針」という。）を策定します。

また、運営指針の策定後、国や東京都と児童相談所設置に向けた開設協議を行います。

4 施設整備の方向性

(1) 施設整備の考え方

① 学校施設跡地利活用計画及び基本構想

人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち

*旧赤羽台東小学校跡地利活用計画より

施設整備にあたっての配慮

- すべての人が集える一般開放ゾーンと、専門的支援を行う専門相談ゾーンの区分
- セキュリティやプライバシーに配慮した動線計画
- 明るく温かみのある快適な空間づくり
- 安心・安全な施設としての防犯・防災機能の確保
- 将来の法改正や社会状況の変化に柔軟に対応できる間取りや諸室配置
- 地球環境に配慮した省エネ性能の優れた施設
- 地域・周辺環境との調和

*基本構想より

② 施設規模算定にあたっての考え方

基本構想で示した施設整備の基本的な考え方を踏まえ、必要となる諸室とそれらの必要面積を積算しました。

基本構想においては、約5,000㎡の延床面積を想定していましたが、今後の虐待件数増加に対応できる事務スペースや相談室等の確保を行うとともに、一時保護所については、今後の虐待件数を見据えた定員の設定や子どもの権利に配慮した居室等を十分確保できる面積とします。

また、施設整備を行ううえで、様々な諸室の共用化や環境等に配慮し、効率的な配置計画とします。

ア 事務室の共用

児童相談所、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等の職員が同じ場所で事務が行えるスペースを確保します。また、職員同士が普段から顔を合わせることによる連携強化、合同での緊急会議等が実施できるスペースについても事務室内で確保できるよう検討します。

なお、職員体制の強化や組織改正等に十分対応するため、効率的な執務環境の整備を検討します。

イ 面接相談室等の共用

それぞれの機関の相談が共用できる面接相談室や心理検査室等を配置します。

また、午前中は使用頻度の高い心理検査室を十分確保するとともに、午後の時間帯に増える教育相談等に対応できるよう、心理検査室の一部を面接相談室として使用する等共用化を図ります。

なお、児童相談所においては緊急性や特殊性に対応できる面接室等にも十分配慮します。

ウ 屋内運動場の共用

一時保護所や適応指導教室の子どもが時間を区切って利用できる配置と動線を意識したものとし、効率化を図ります。

エ 調理室の共用

一時保護所の調理に加え、児童発達支援センターの療育機関の給食提供においても使用できる配置と広さを確保します。

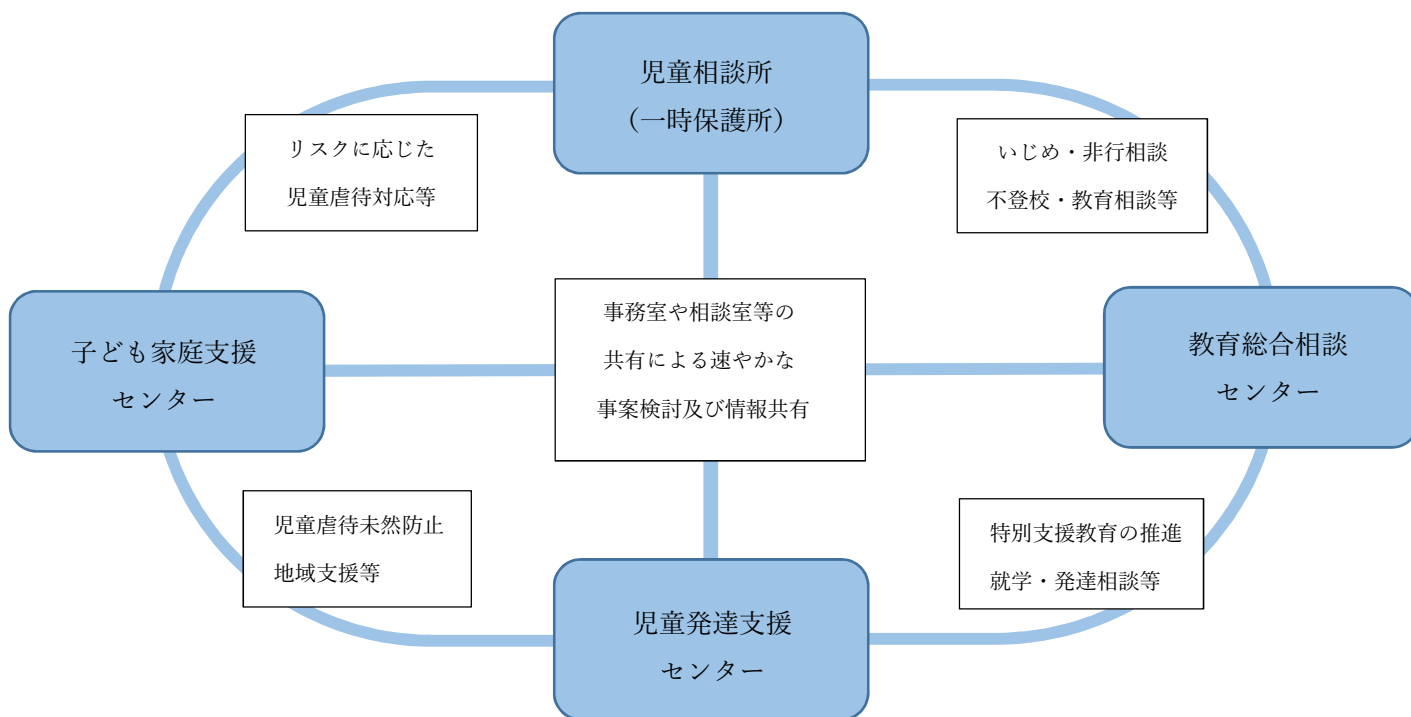
オ 環境への配慮

北区ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、省エネルギー化の実現に向け、環境に配慮した設備を検討します。

カ その他

あそびのひろば等の一般開放ゾーンについては、利用者の要望や先行区の状況等を踏まえ、親や子どもが自由にのびのびと過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、あそびのひろば等との一体性を考慮した地域交流が可能なスペースについて検討します。

【複合施設の連携】



(2) 施設規模（延床面積）

各相談機能	延床面積 (㎡)	備考
①子ども家庭支援センター	170	あそびのひろば等
②児童発達支援センター	240	療育室等
③教育総合相談センター	210	学習室等
④児童相談所	330	会議室、心理検査室、面接相談室等
⑤一時保護所	1,110	内訳参照
⑥連携施設・設備	2,630	内訳参照
⑦共用	2,060	全体延床面積の30%程度
計	6,750	

内訳（上表のうち⑤一時保護所、⑥連携施設・設備については以下参照）

⑤ 一時保護所

諸室構成内容	延床面積 (㎡)	備考
管理運営機能	260	事務室、宿直室、インテーク室等
乳幼児室	60	最低基準 3.3㎡×4名以上のスペースの確保
児童居室	120	12㎡×10室（1人～2人）
中高生居室	50	7～8㎡×6室
浴室	130	
談話室、プレイルーム	180	
食堂、配膳室	100	
学習室等	70	
その他	140	医務室、トイレ、静養室、家族訓練室等
計	1,110	

⑥ 連携施設・設備

諸室構成内容	延床面積 (㎡)	備考
事務室	600	3.3㎡×150名 緊急会議スペース
受付・エントランス・待合	140	

ホール、あそびのひろば、プレイルーム共用	60	共用 (①②③)
面接相談室等	290	大会議室、面接相談室、心理検査室等
会議室、プレイルーム共用	120	60 m ² ×2 室共用
調理室	120	共用 (②⑤)
体育館	500	共用 (③⑤)
その他	800	飲食スペース、トイレ、職員控室、倉庫等
計	2,630	

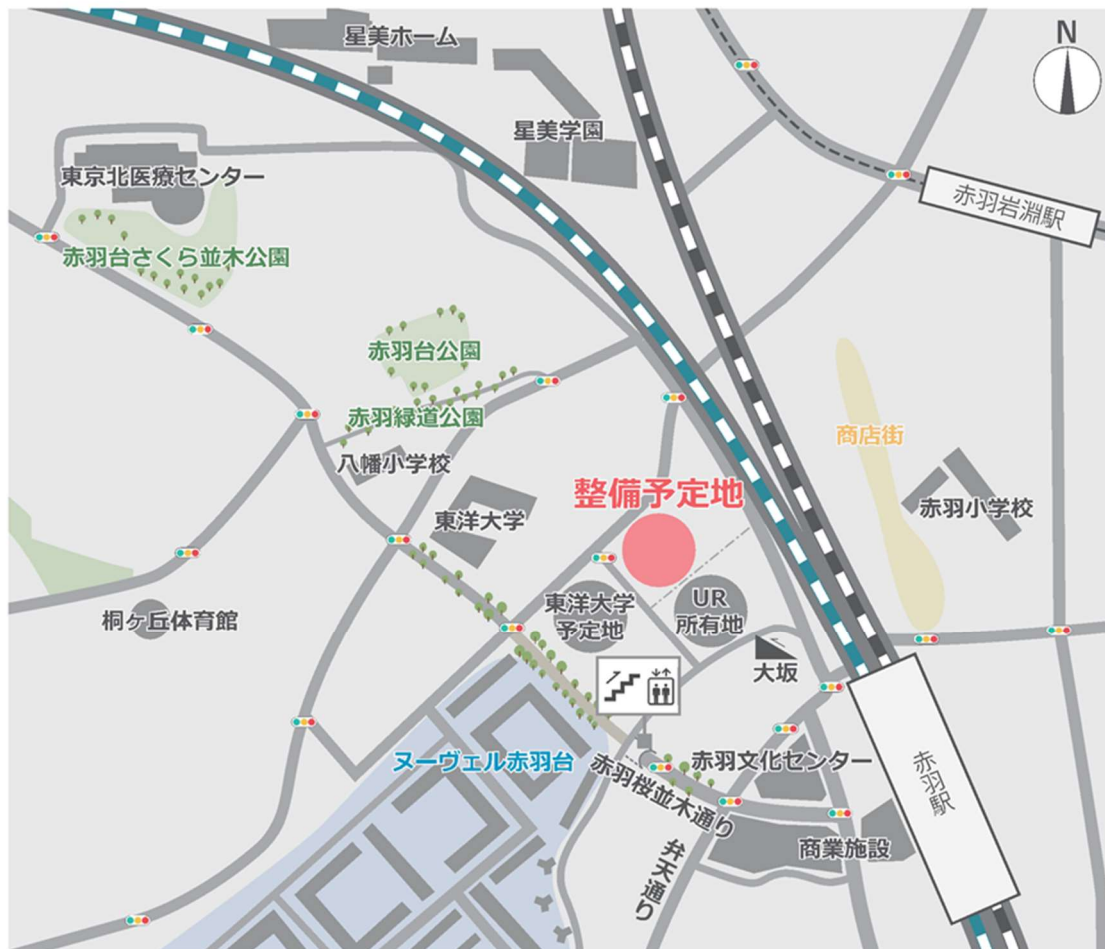
なお、諸室構成や諸室面積等については、基本設計・実施設計において詳細を検討するため、変更する場合があります。

5 計画敷地の条件

(1) 所在地・地域地区等

所在地	北区赤羽台 1-1-13 (旧赤羽台東小学校跡地)	
敷地面積	約 9,780 m ² の一部 約 5,000 m ²	
時期	令和 3 年 4 月現在	都市計画変更後 (予定)
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域
建蔽率	60%	60%
容積率	200%	300%
防火地域・準防火地域	準防火地域	準防火地域
日影規制	3 時間— 2 時間	5 時間— 3 時間
高度地区	第 2 種高度地区	第 3 種高度地区
地区計画	赤羽台周辺地区地区計画	

◆ 整備予定地の周辺状況 (概況) ◆



(2) 周辺のまちづくりとの関連

赤羽台周辺地区については、UR都市機構（以下「UR」という。）による赤羽台団地の建替事業に合わせ、北区とURが連携協力して公園や道路等の公共公益施設の整備をはじめ、良質な住宅の供給誘導など、住環境の整備を進めてきました。

複合施設を建設する学校跡地については、この地区内に位置し、先に策定した利活用計画では、複合施設の整備とともに、魅力あるまちづくりを一層推進するために学校跡地の余剰地を活用し、南側で隣接するUR所有地との一体開発を検討することを計画化しています。

区とURはその後の検討を踏まえ、令和3年3月に「赤羽台周辺地区のゲートウェイ形成を軸とした土地の一体活用に関する連携協定」を締結し、両者の土地を一体開発し民間活力を取り入れた公共的な施設整備をはじめ、良質な都市型住宅、生活利便機能等を誘導する旨を基本的方針とした協議をまとめています。

今後、一体開発を行う民間事業者を公募で決定し土地を譲渡する予定であり、複合施設の整備とほぼ並行して事業が進捗することが見込まれます。子ども・教育に関する複合施設の整備と赤羽台の魅力あるまちづくりを実現するためには、複合施設を周辺環境と調和した施設とし、地域に根差した運営が必要不可欠であることから、隣地で展開するまちづくり事業との連携・協力や、相互の計画への十分な配慮も必要となります。

これまでの主な経過

平成25年 6月	区とUR間で土地利用や公共施設整備方針等について「赤羽台地区のまちづくりに関する基本協定」を締結
平成26年 3月	赤羽台周辺地区 地区計画の都市計画決定
平成30年12月	旧赤羽台東小学校跡地の利活用計画を策定
令和 3年 3月	地区計画変更に係わる都市計画変更手続き開始

今後の主な予定

令和 4年 1月	地区計画等の都市計画決定
令和 3年度末頃	区とUR共同による民間事業者の公募開始
令和 4年度末まで	区とUR共同の土地の売買契約、土地引渡し

(3) 敷地条件等

複合施設の敷地条件は、区が整備する公益施設として必要な延床面積が確保できる規模であるとともに、今後の施設設計に備え計画自由度を十分確保できる形状等である必要があります。

また、子ども・教育に関する複合施設の整備と魅力あるまちづくりを実現するためには、区とURによる一体開発事業と整合性の取れた敷地条件としていくことが求められます。

① 敷地条件

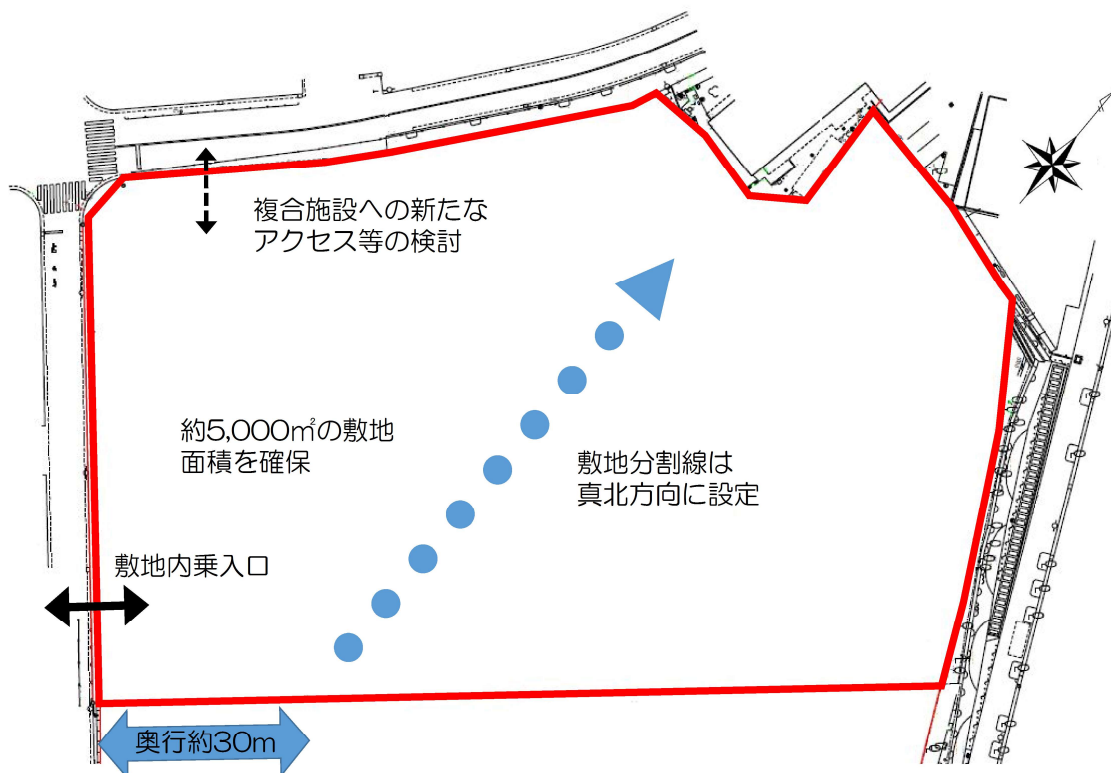
ア 敷地面積 約5,000 m²

基本構想では敷地面積、延床面積ともに約5,000 m²としました。今回の基本計画では延床面積を6,750 m² (P.13 参照) としますが、敷地面積については、容積率が現行の200%から300%に都市計画変更されることから、約5,000 m²とします。

イ 敷地形状、敷地境界 (下図参照)

学校敷地は高低差に課題があることから施設整備後の利用者のバリアフリー等を含めた利便性を確保するため、複合施設敷地は西側道路沿いかつ南側UR敷地境界沿いに配置します。

また、敷地を分割した際に隣地境界による日影規制の影響が最小限となることを前提に南北方向に沿った敷地境界とします。



ウ その他

敷地北側で土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が一部あり、現校舎解体工事に合わせ対策工事を実施することで、当該レッドゾーンの解消を目指します。

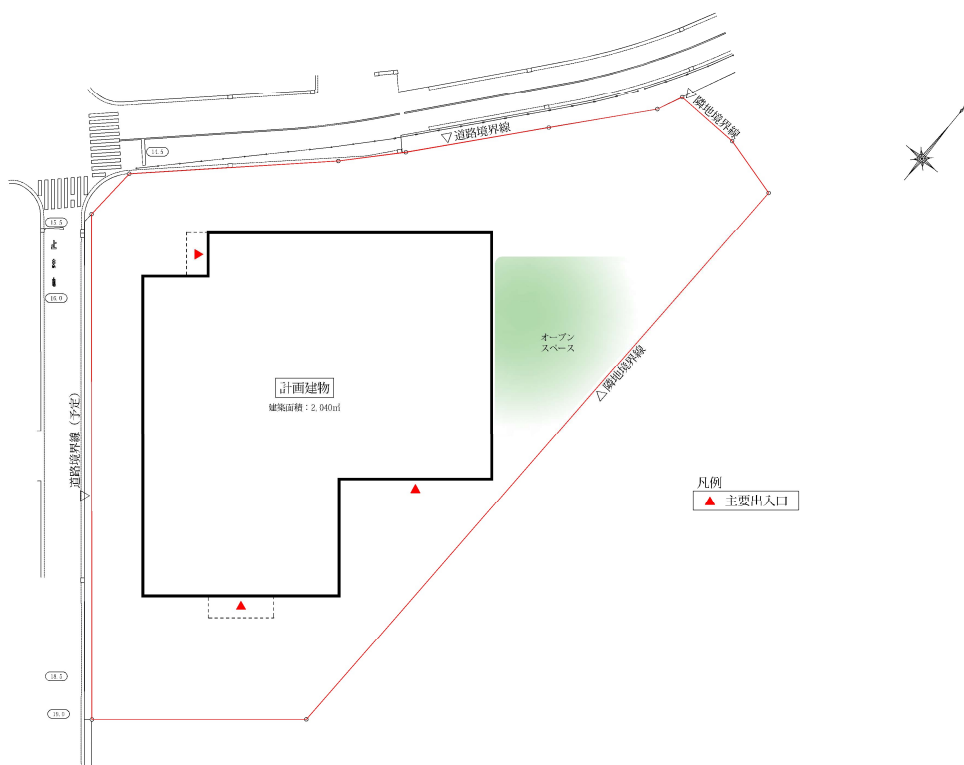
② 施設配置のシミュレーション

想定している延床面積（6,750㎡）の施設が5（3）①の敷地条件の中で、どのように敷地内に配置することができるかを代表例として3案検討しました。

A案～C案のいずれにおいても、4階建て相当の建物を十分に整備できること、日影規制など法制度にも遵守していることなどを確認しました。

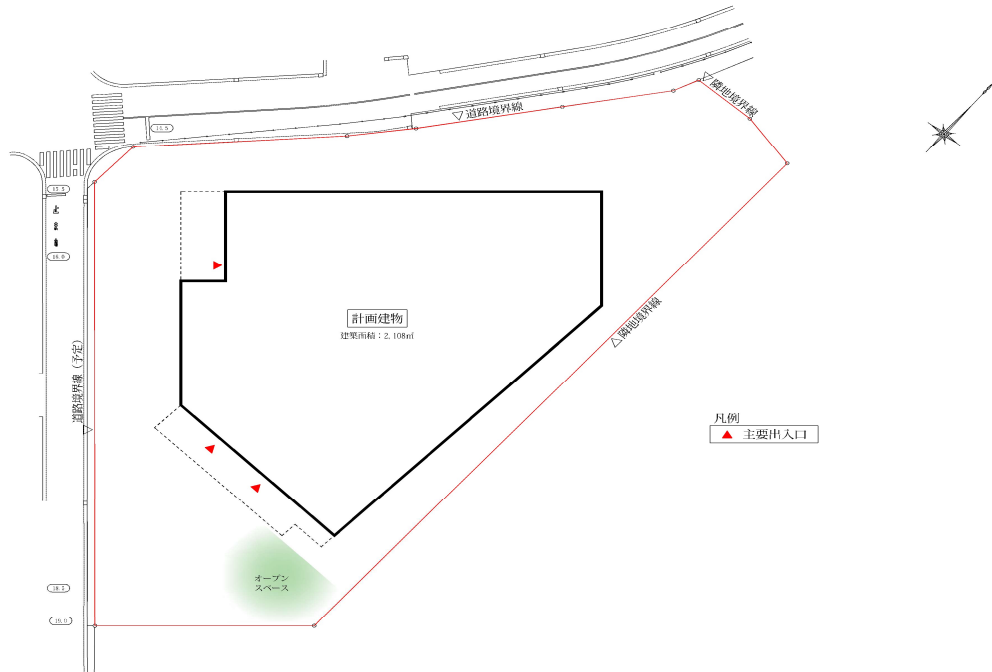
※具体的な建物の配置などに関しては、今後の基本設計・実施設計の中で精査・検討します。

A案 建築面積 2,040㎡ オープンスペースを北側に配置



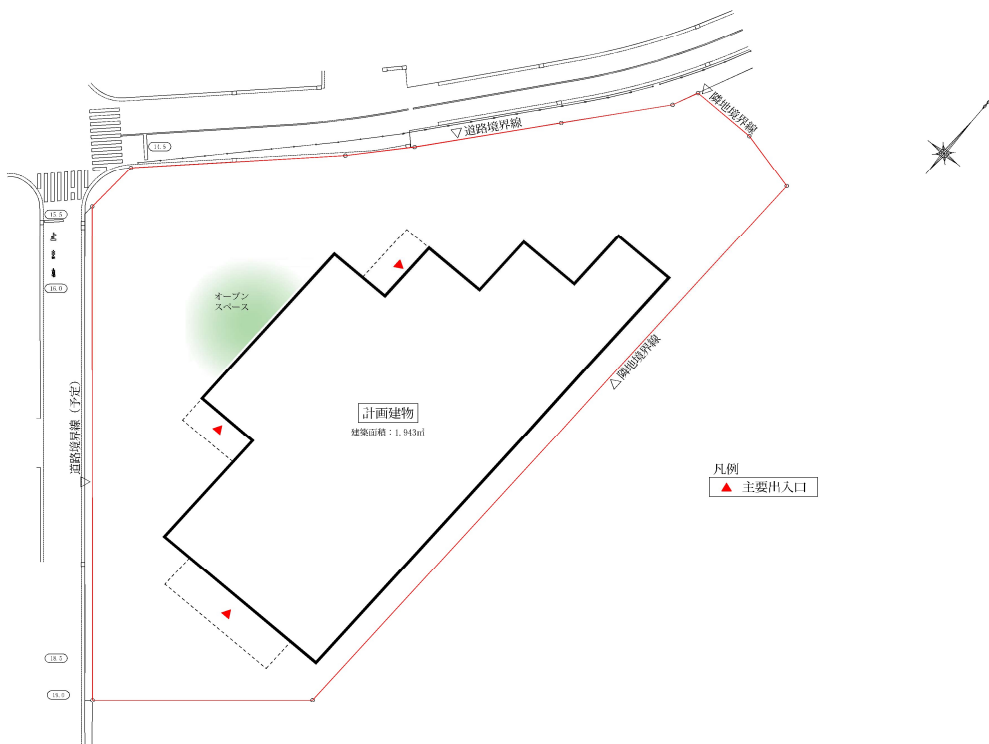
B案

建築面積 2,108 m² オープンスペースを南側に配置



C案

建築面積 1,943 m² オープンスペースを西側に配置



6 開設までのスケジュール

スケジュールについて、施設規模の増加による設計期間を十分確保することや周辺のまちづくりとの一体性を図り、設計段階から連携をとること等を踏まえ、児童相談所・一時保護所を除く複合施設の開設を令和8年夏頃、児童相談所・一時保護所の開設を令和8年度末頃とします。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設整備	基本計画	基本設計・実施設計		建設工事		● 複合施設開設
解体工事	解体工事					
体制・組織	検討	運営指針	マニュアル等作成			● 児童相談所及び一時保護所開設
人材の確保・育成	採用・派遣・研修等					ケース
児童相談所設置市の事務	組織・人員の検討					事務引継
国及び東京都との協議			【都】 開設計画書協議	【国】 事前協議	【国】 政令指定要請	

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

【参考資料】

1 各相談機能の現在の人員配置

(令和3年4月1日現在)

課名	係名	合計	課長	係長 主査	係員	再任 用	備考
子ども家庭支援センター	支援センター主査	25	1	4	17	3	会計年度任用職員 14 名
	児童発達支援センター	19	0	4	13	2	会計年度任用職員 5 名
	計	44	1	8	30	5	
教育総合相談センター	相談センター主査	9	1	3	4	1	会計年度任用職員 112 名
	指導主事	2	0	2	0	0	
	計	11	1	5	4	1	

2 複合化する機能（施設）の年間利用者等の状況

(令和2年度実績)

	内容	利用者数、相談件数等
児童相談所	相談受理件数	956 件
	一時保護児童数	75 人
子ども家庭支援センター	あそびのひろば事業	利用者数 13,213 人
	利用者支援事業	来館 1,926 件
	出産・育児応援事業	631 件
	専門相談	心理相談 831 件
児童発達支援センター	療育支援	利用者数 2,644 人
	発達相談	新規相談件数 335 件
		継続相談件数 468 件
専門相談員による個別相談	相談件数 314 件	
教育総合相談センター	教育・就学・転学相談	教育相談件数 1,881 件
		就学相談件数 185 件
		転学相談件数 62 件

3 あそびのひろばアンケート内容及び集計結果

(1) アンケート概要

児童相談所等複合施設の参考とするため、子ども家庭支援センター内にある「あそびのひろば」を利用する区民に対してアンケートを実施したものです。

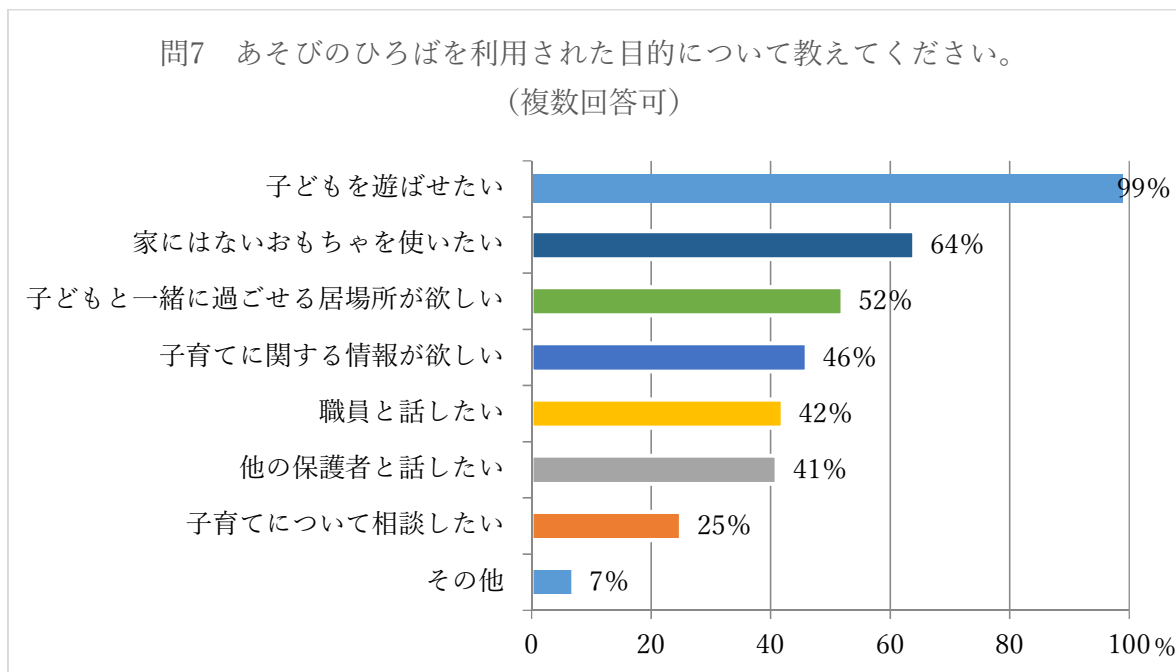
- 調査期間：令和3年7月1日～令和3年7月31日
- 調査対象：あそびのひろばを利用する区民（保護者）
- 調査方法：アンケート用紙を配付し、記入後アンケート回収箱にて回収する。
- 回答件数：84件

(2) アンケートの主な結果

①区民があそびのひろばを利用する目的は、84人中「子どもを遊ばせたい」（83人、99%）、「家にはないおもちゃを使ってみたい」（54人、64%）、「日中子どもと一緒に過ごせる居場所が欲しい」（44人、52%）という意見が上位を占める結果となりました。（参考：グラフ1）

また、あそびのひろばの長所について、84人中「広々と遊べる」（37人、44%）、「色々なおもちゃがたくさんある」（20人、24%）といった意見が多数ありました。他にも、「子ども同士の交流ができる」（12人、14%）や「職員と話ができる」（9人、11%）を長所とする意見もありました。（参考：表1）

【グラフ1】

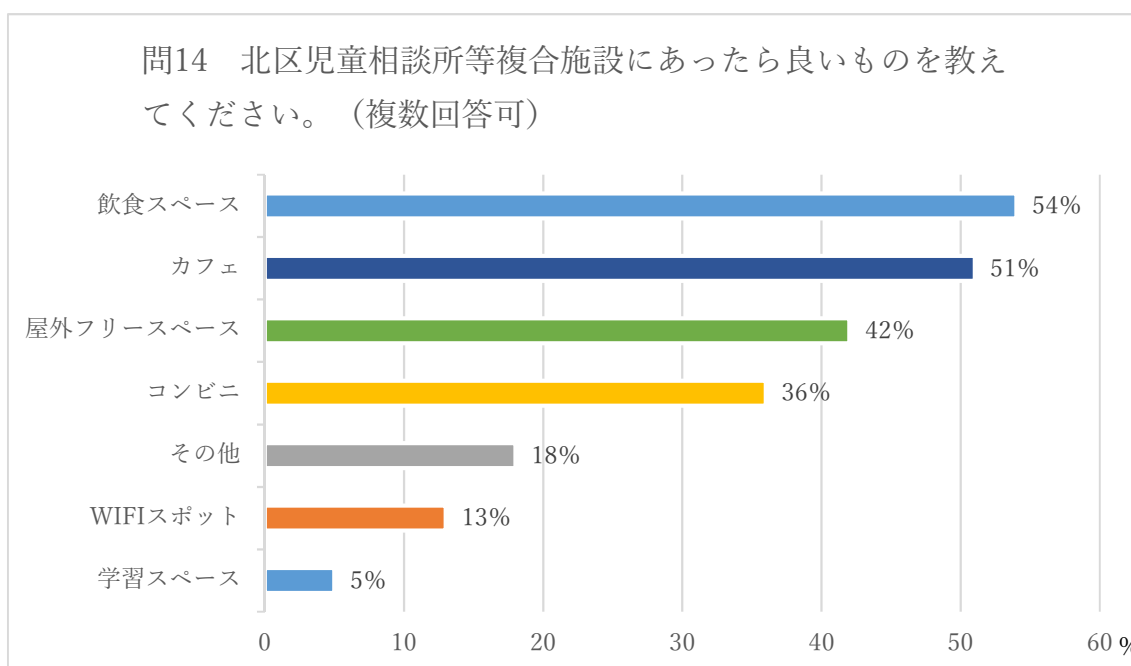


【表1】

問10 あそびのひろばの良いところを教えてください。【記述式回答】 (多数意見抜粋)	
	回答数
広々と遊べる	37
色々なおもちゃがたくさんある	20
子ども同士で交流ができる	12
職員と話ができる	9
家にはないおもちゃで遊べる	9
安全	5

②今後の複合施設に希望する設備において、84人中「飲食スペース」(45人、54%)、「カフェ」(43人、51%)、「屋外フリースペース」(35人、42%)が上位を占める結果となりました。(参考：グラフ2)

【グラフ2】



(3) アンケート内容

- 問1 現在のご住所を丁目まで教えてください。【記述】
- 問2 ご自宅からあそびのひろばまでの主な移動手段を教えてください。(複数回答可)
①徒歩 ②自転車 ③バス ④電車 ⑤車
- 問3 ご自宅からあそびのひろばまでの所要時間を教えてください。
①10分以内 ②20分以内 ③30分以内
④40分以内 ⑤50分以内 ⑥1時間以内
- 問4 お子さんの人数について教えてください。
①1人 ②2人 ③3人 ④その他
- 問5 お子さんの年齢について全てに○をつけてください。
①0歳 ②1歳 ③2歳 ④3歳 ⑤その他
- 問6 お子さんと一緒に住んでいるご家族(お子さんから見た続柄)全てに○をつけてください。
①父 ②母 ③きょうだい ④祖父 ⑤祖母
- 問7 あそびのひろばを利用された目的について教えてください。(複数回答可)
①子どもを遊ばせたい ②日中子どもと一緒に過ごせる居場所が欲しい ③他の保護者と話したい ④職員と話したい ⑤子育てについて相談したい ⑥家にはないおもちゃを使いたい ⑦子育てに関する情報が欲しい ⑧その他
- 問8 利用される頻度について教えてください。
①週2日以上 ②週1日程度 ③月に1~2回程度 ④数ヶ月に1度 ⑤年に1~2回程度 ⑥本日がはじめて
- 問9 利用される曜日を教えてください。
①平日のみ ②土日のみ ③平日土日とも利用
- 問10 あそびのひろばの良いところを教えてください。【記述】
- 問11 あそびのひろばの改善して欲しいところを教えてください。【記述】
- 問12 もし現在、北区児童相談所等複合施設(場所は赤羽駅から徒歩5分程度)のあそびのひろばがあれば利用されますか。
①ぜひ利用したい ②どちらかといえば利用したい ③どちらともいえない
④どちらかといえば利用したくない ⑤利用したくない
- 問13 問12で④⑤と回答した理由について教えてください。【記述】
- 問14 北区児童相談所等複合施設にあったら良いものを教えてください。(複数回答可)
①コンビニ ②カフェ ③飲食スペース ④学習スペース
⑤屋外フリースペース ⑥WIFIスポット ⑦その他

(4) アンケート集計結果

問1 現在の住所(町丁目)

	人		人
赤羽台2丁目	1	豊島1丁目	3
赤羽南1丁目	1	豊島2丁目	1
浮間3丁目	1	豊島5丁目	1
神谷1丁目	6	豊島7丁目	1
神谷3丁目	1	豊島8丁目	12
志茂4丁目	1	東十条1丁目	2
王子1丁目	2	東十条2丁目	1
王子2丁目	5	東十条4丁目	3
王子3丁目	4	東十条5丁目	1
王子4丁目	8	堀船2丁目	2
王子5丁目	13	堀船3丁目	2
王子6丁目	10	栄町	1
岸町1丁目	1		

問2 自宅からひろばまでの主な移動手段
(複数回答可)

	人
徒歩	68
自転車	16
バス	1
車	1
電車	2

問3 自宅からひろばまでの所要時間

	人
10分以内	38
20分以内	39
30分以内	7
40分以内	0
50分以内	0
1時間以内	0

問4 お子さんの人数

	人
1人	61
2人	20
3人	3
その他	0

問5 お子さんの年齢(複数回答可)

	人
0歳	50
1歳	25
2歳	11
3歳	9
その他	8

問6 お子さんと一緒に住んでいるご
家族(お子さんから見た続柄)(複数回
答可)

	人
父	79
母	69
きょうだい	22
祖父	1
祖母	2

問7 ひろばを利用する目的(複数回
答可)

	人
子どもを遊ばせたい	83
日中子どもと一緒に過ごせる居 場所が欲しい	44
他の保護者と話したい	34
職員と話したい	35
子育てについて相談したい	21
家にはないおもちゃを使いたい	54
子育てに関する情報が欲しい	39
その他	6

問 8 ひろばを利用する頻度

	人
週 2 日以上	24
週 1 日程度	27
月に 1~2 回程度	16
数ヵ月に 1 度	6
年に 1~2 回程度	0
本日がはじめて	7
無回答	4

問 9 ひろばを利用する曜日

	人
平日のみ	46
土日のみ	10
平日土日とも利用	24
無回答	4

問 10 ひろばの良いところ【記述式】
(多数回答抜粋)

	人
広々と遊べる	37
色々なおもちゃがたくさんある	20
子ども同士で交流ができる	12
職員と話ができる	9
家にはないおもちゃで遊べる	9
安全	5

問 11 ひろばの改善して欲しいところ
【記述式】(多数回答抜粋)

	人
新しいおもちゃが欲しい	5
月齢にあったおもちゃの紹介をして欲しい	2
時間割ではなく自由に利用したい	2

問 12 もし現在、児童相談所等複合施設
(場所は赤羽駅から徒歩 5 分程度) のひ
ろばがあれば利用するか

	人
ぜひ利用したい	22
どちらかといえば利用したい	22
どちらともいえない	18
どちらかといえば利用したくない	12
利用したくない	6
無回答	4

問 13 問 12 で「どちらかといえば利用し
たくない」「利用したくない」と回答した
理由 (n=18)

	人
自宅から遠い	18

問 14 児童相談所等複合施設に希望する
設備 (複数回答可)

	人
コンビニ	30
カフェ	43
飲食スペース	45
学習スペース	4
屋外フリースペース	35
WIFI スポット	11
その他	15

北区児童相談所等複合施設基本計画

刊行物登録番号

3-1-081

発行年月 令和3年（2021年）12月

発行 東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部子ども家庭支援センター

〒114-0002 北区王子6-7-3

電話 03（3914）9565